相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜一丁目一番、最後の住所東京都世田谷区若林三丁目三一番一六号フォレストI―一〇一

被相続人　亡　鍛治　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区大東町四番地四、最後の住所東京都足立区関原二丁目三七番一四号ウィザードハウス西新井一〇三

被相続人　亡　駒木　靖正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号

相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市市川一丁目九番、最後の住所東京都中央区築地七丁目五番一―一三〇一号

被相続人　亡　金澤　正晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北烏山八丁目二一八二番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北三丁目三四番一号

被相続人　亡　池畑　晴美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島六丁目四番地、最後の住所東京都墨田区東向島六丁目四番三号

被相続人　亡　野口　みせ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市綾部九八三番地、最後の住所東京都調布市国領町八丁目九番地三サン・ラポール調布二〇一

被相続人　亡　多胡　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座七丁目四番地一三、最後の住所東京都豊島区西池袋二丁目三二番一二号林方

被相続人　亡　渋谷　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号虎ノ門ESビル一F

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢一九一一番地、最後の住所山梨県甲府市山宮町六八八番地中村荘

被相続人　亡　神田　春一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル三階清水毅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市信更町高野五〇八番地、最後の住所長野県長野市篠ノ井御幣川九六五番地三

被相続人　亡　安藤　敏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

長野市大字南長野西後町六二四番地三

相続財産管理人　弁護士　飯田　武寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市本郷町一六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小杉　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

名古屋市中区丸の内一丁目五番一一号丸の内サントクビル秋田・村山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市御国野町御着六三六番地、最後の住所大阪府大阪市西区江戸堀一丁目二三番二九―四〇一号

被相続人　亡　石田　富広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階

相続財産管理人　井上　計雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都世田谷区桜一丁目一番、最後の住所東京都世田谷区若林三丁目三一番一六号フォレストI―一〇一

被相続人　亡　鍛治　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区大東町四番地四、最後の住所東京都足立区関原二丁目三七番一四号ウィザードハウス西新井一〇三

被相続人　亡　駒木　靖正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号

相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市市川一丁目九番、最後の住所東京都中央区築地七丁目五番一―一三〇一号

被相続人　亡　金澤　正晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島六丁目四番地、最後の住所東京都墨田区東向島六丁目四番三号

被相続人　亡　野口　みせ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市綾部九八三番地、最後の住所東京都調布市国領町八丁目九番地三サン・ラポール調布二〇一

被相続人　亡　多胡　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座七丁目四番地一三、最後の住所東京都豊島区西池袋二丁目三二番一二号林方

被相続人　亡　渋谷　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号虎ノ門ESビル一F

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢一九一一番地、最後の住所山梨県甲府市山宮町六八八番地中村荘

被相続人　亡　神田　春一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル三階清水毅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市信更町高野五〇八番地、最後の住所長野県長野市篠ノ井御幣川九六五番地三

被相続人　亡　安藤　敏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十六日

長野市大字南長野西後町六二四番地三

相続財産管理人　弁護士　飯田　武寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市本郷町一六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小杉　茂男

第42期決算公告

平成27年11月19日　東京都中央区銀座五丁目9番5号

株式会社ジェイ・ブロード

代表取締役　高須賀洋樹

貸借対照表の要旨　（平成27年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,910,625	流動負債	256,375
固定資産	74,985	賞与引当金	20,530
		固定負債	67,048
		退職給付引当金	60,557
		株主資本	1,659,970
		資本金	300,000
		資本剰余金	806
		利益剰余金	1,458,651
		利益準備金	26,000
		その他利益剰余金	1,432,651
		（うち当期純利益）	(299,240)
		自己株式	△99,488
		評価・換算差額等	2,216
資産合計	1,985,611	負債・純資産合計	1,985,611